資料1

(1)新型コロナウイルス感染症対策等地方連携体制について

総務省における新型コロナウイルス感染症対策等地方連携体制について

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部の設置

従来の「新型コロナワクチン接種地方支援本部」を拡充して、「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」を設置し、ワクチン接種に向けた自治体支援の体制を一層強化するとともに、今後、重要性を増す、ワクチン接種以外の感染症への対応や、感染症の下で明らかとなった地方の課題への対応のための自治体との連携・調整の体制を整備する。

○ 自治体、地方3団体との連携・支援

全ての都道府県の副知事、政令市の副市長と総務省幹部職員との連絡体制を活用し、 ワクチン接種に向けた自治体支援とともに、その他感染症対策等のための 自治体との連携・調整に取り組む。そうした中で、市区町村についても、必要に応じて 取組状況や課題を伺いながら、都道府県と連携してサポートする。また、地方3団体とも 引き続き連携・協力していく。

○ 厚生労働省等の関係府省との連携

厚生労働省等の関係府省から国の最新情報の提供を受け自治体に提供するとともに、 総務省からも自治体の取組状況や課題等を関係府省にフィードバックするなど、 国と自治体との連携・協力が円滑に行われるよう取り組む。

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携体制

総務省 新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部

本 部 長:総務大臣

本部長代理: 総務副大臣、総務大臣政務官

副本部長:総務事務次官、消防庁長官、自治財政局長、

地方連携総括官

本部員:自治行政局長、自治稅務局長、地域力創造審議官、

大臣官房長、官房総括審議官、消防庁次長、

官房審議官(財政制度、財務担当)、

官房審議官(新型コロナウイルス感染症対策・地域振興担当)

幹 事:地域政策課長、地域振興室長、過疎対策室長

財政課長、財政課参事官、調整課長、地方債課長、

財務調查課長、稅務局企画課長、消防庁総務課長

総務省リエゾン: 60名程度

務 局:新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室(自治行政局)

長: 地方連携総括官 室

室長代理:官房審議官(新型コロナウイルス感染症対策・地域振興担当)、

地域政策課長(併)、地域振興室長(併)、過疎対策室長(併)、

調整課長(併)、地方債課長(併)、財務調査課長(併)

員:地域政策課職員(併)+専任職員 室

ワクチン接種や感染症対策等に関する 最新の情報を提供



フィードバック

自治体の取組状況や課題を

・ワクチン接種に向けた支援

・その他感染症対策等のための 連携•調整

> 都道府県 政令市 市区町村

全国知事会 全国市長会 全国町村会

自治体の取組状況や課題を 丁寧に聴取・把握

各都道府県・政令市との新型コロナウイルス感染症対策等に関する連絡体制

○ 全ての都道府県の副知事・政令市の副市長と総務省幹部職員との1対1の連絡体制を 構築し、ワクチン接種に向けた支援とともに、その他感染症対策等のための連携・調整 に取り組む

